

第3章 資源を適正に利用する循環型社会の実現

第1節 物質循環の推進

1 廃棄物の3R（排出抑制、再利用、再生利用）の推進

現況

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、私たちは、便利で快適な生活を享受してきました。しかし、その結果、大量で多種多様な廃棄物が生み出され、ごみ処理費の増加、不法投棄等の不適正処理による環境への影響などの問題、海洋プラスチックによる環境汚染、更には地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球規模での環境問題を引き起こしています。

課題

このため、従来の経済社会の在り方やライフスタイルを見直し、生産から流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用（再使用、再生利用等）、適正な処分により、資源の消費が抑制され、環境への負担の少ない「循環型社会」の実現を図ることが急務となっています。

循環型社会の構築に当たっては、排出を抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順にできる限り適正な循環的利用を行い、最後に、どうしてもそれが行われぬものについては、適正に処分することが基本です。県民、事業者及び行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協働して取組みを展開していくことが求められています。

取組

県では、県民、事業者及び行政がパートナーシップのもと、循環型社会の構築を目指す、「熊本県ごみゼロ推進県民会議」（地域活動団体、教育関係団体、業界団体、学識経験者、報道関係、行政など県下63の団体・個人）を設置しています。

九州7県で連携して修理店の利用促進を行い、ものを長く使い、ごみ削減を図る「九州まちの修理屋さん事業」や、県内の飲食店に「食べきり協力店」への参加を募り、食べ残しを減らす取組みを行う「くまもと食べきり運動」の展開など、ごみの減量化に向けた県民の意識高揚を図っています。

また、事業者が行うリサイクルの促進に繋がる研究・技術開発や施設整備に係る経費を補助し、資源の循環利用を促進しています。

加えて、環境負荷の少ない循環型社会の形成を促進するため、県が定めた品質、安全性等に関する基準に適合した県内産のリサイクル製品を「熊本県リサイクル認証製品」として認証し、利用促進を図っています。

さらに、事業所における3R促進のため、廃棄物の排出抑制や再使用・再生利用等の取組みに関する調査や各種情報提供を行っています。

2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物

現 況

県内で排出される一般廃棄物の量は、令和2年度(2020年度)に実施した調査によると、令和元年度(2019年度)は約567,615トンとなっており、そのうち107,385トンが再生利用され、48,447トンが最終処分されています。県民1人が1日に出すごみの量は約876グラムで、前年度より2.3%増加しました。

ごみ総排出量を生活系と事業系との排出形態別に見ると、生活系ごみの量は約388,265トン、事業系ごみの量は約179,350トンで、生活系ごみ、事業系ごみともに増加しました。

また、ごみ処理に要した経費(新施設の建設費含む。)は、約244億円で県民1人当たり年間13,815円となっています。

一方、令和元年度(2019年度)に県内の市町村などで処分されたし尿などの量は、454,854キロリットル(対前年比99.7%)で、内訳は、汲取便所からのし尿の量が123,182キロリットル(27.1%)、浄化槽汚泥が331,672キロリットル(72.9%)となっています。

※1人1日当たりのごみ排出量には市町村が災害による処理を行った分は含まれていません。

※一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)では、平成30年度:583,786トン(1人1日当たり899グラム)、令和元年度:580,471トン(1人1日当たり896グラム)となっています(平成29年度から本調査に民間の資源化施設に直接搬入された分を加えて報告(熊本市)。)。

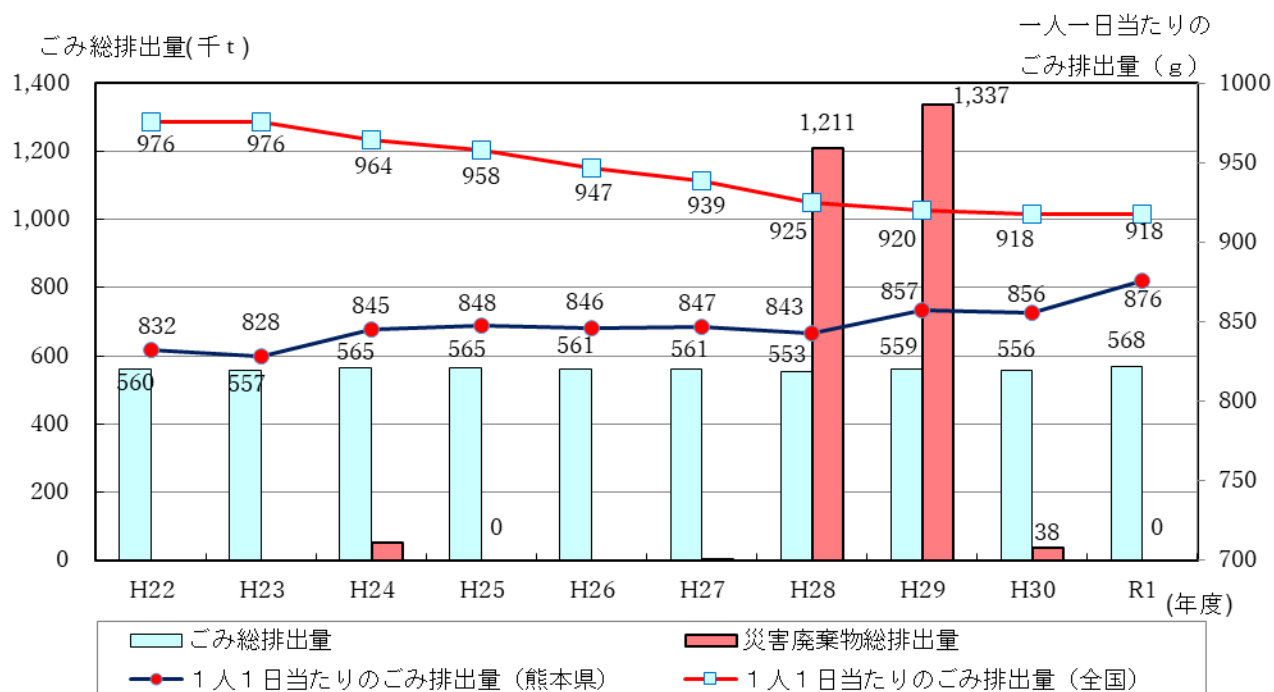
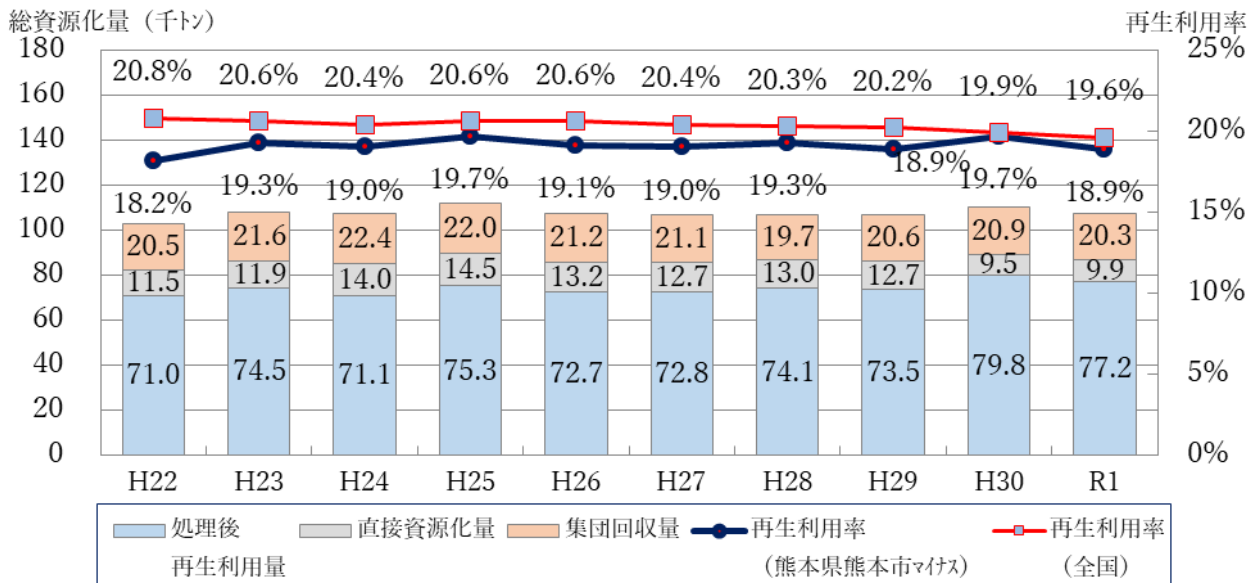


図 3-1-1 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ総排出量



○再生利用率(%)={(処理後再生利用量+直接資源化量+集団回収量)/(ごみ総処理量+集団回収量)}×100

○出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)をもとに熊本県循環社会推進課作成

図 3-1-2 総資源化量と再生利用率の推移

課題

1人1日当たりのごみ排出量は、全国値を下回る値で推移しており、令和元年度(2019年度)のごみ排出量(876グラム)は全国で8番目に少ない状況ですが(全国918グラム)、現在の取組みを継続しつつ、さらなる削減に取り組む必要があります。

再生利用率を全国値と比較すると、平成30年度(2018年度)に僅差となったものの、毎年1%程度本県の方が低く推移しており、再生利用率向上のためには、廃棄物の再使用、再生利用を推進する必要があります。特に容器包装プラスチック等については、「回収」、「排出抑制」、「再利用(リサイクル)」を進めるなど、県民一体となった取組みの継続が必要です。

また、長期的には高効率でエネルギー回収ができる廃棄物施設の建設、既存施設の改修が必要です。

取組

県では、廃棄物処理計画(第5期:令和3~7年度(2021~2025年度))を令和3年(2021年)3月に策定し、ごみの排出抑制やリサイクル等、循環型社会の実現に向けて県民一体となった取組みを推進しています。

プラスチックごみについては、令和元年度(2019年度)に開催した「くまもと海洋プラスチックごみ『ゼロ』推進会議」の提言を受け、「回収」、「排出抑制」、「再利用(リサイクル)」を3つの柱として市町村、関係団体等と連携して取り組んでいます。

令和2年度(2020年度)は、川や海にプラスチックごみを流出させない「排出抑制」について、陸域での新たな取組みとして、農業団体等と連携し、所有者不明の農業用プラスチック類の撤去を進めました。また、県民一人一人の取組みも重要であることから、令和2年(2020年)7月のレジ袋の有料化に合わせて、ポイ捨て防止等と呼び掛けるポスター、チラシ、ステッカーを作成し、関係団体やコンビニエンスストアで掲示するなど、県民への啓発も実施しました。

さらに、市町村による発電や熱利用等、環境に配慮した廃棄物処理施設の整備を支援しています。

(2) 産業廃棄物

現況

県内で排出される産業廃棄物の量は、令和元年度(2019年度)に実施した調査によると、平成30年度(2018年度)は約7,430千トンとなっています。排出量を種類別にみると、動物のふん尿が2,976千トン、汚泥が1,959千トン、がれき類が1,178千トン、ばいじんが411千トン、その他が906千トンとなっています。こうした事業活動に伴って生じる廃棄物は、排出事業者の責任で処理することが義務づけられており、その処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物処理業の許可を持った業者に委託する必要があります。

なお、県内で排出された産業廃棄物(7,430千トン)のうち3,952千トンが再生利用され、156千トンが最終処分されています。それらの過程で焼却などの中間処理が行われるものもあり、3,322千トンが減量化されています。

県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその具体的な指導基準を示した熊本県産業廃棄物指導要綱に規定する処理基準に沿った適正処理を推進しています。そのため、産業廃棄物の排出事業者、処理業者に対して、令和2年度(2020年度)は3,799件の立入調査を実施し、311件の指導を行いました。

また、県内で排出される産業廃棄物は、県内で適正に処理することを原則とし、長期的かつ安定的な処理体制を構築する観点から、公共関与による最終処分場「エコアくまもと」を整備しています。熊本地震や令和2年7月豪雨で発生した多くの災害廃棄物についても受け入れを実施しています。

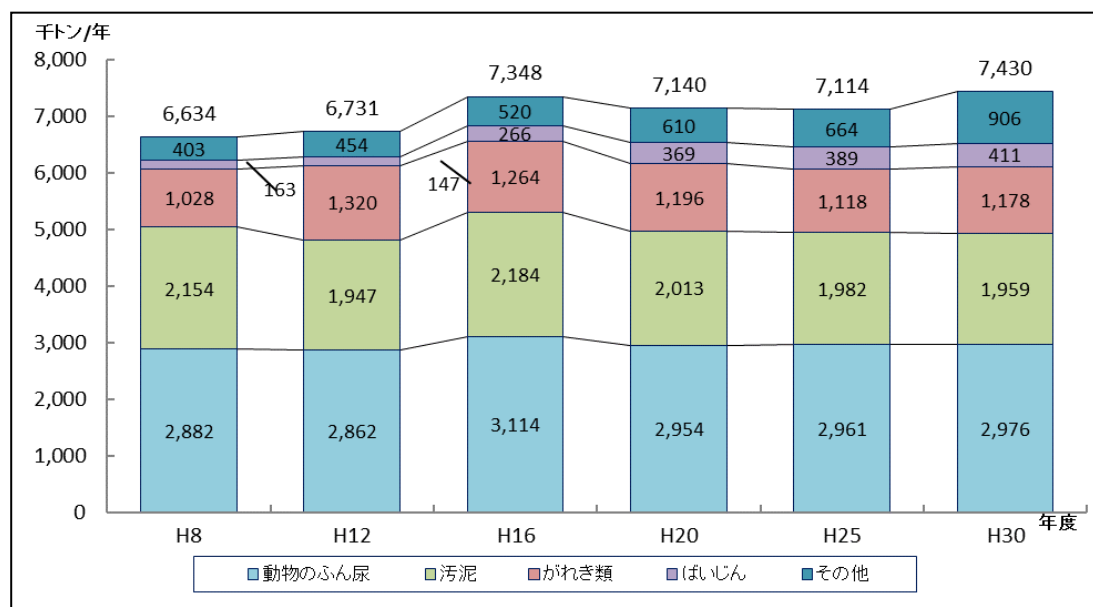


図 3-1-3 産業廃棄物の種類別排出量の推移

課題

廃棄物の適正処理を推進するため、これまで以上に排出事業者、処理業者に対する関係法令の周知を徹底していくとともに、優良産廃処理業者を育成していくことが必要です。

取組

排出事業者へ3Rコーディネーターを派遣し、排出事業者の取組状況を確認しながら、廃棄物の適正処理やリサイクルに対する助言を行っています。

処理業者に対しては立入調査により、産業廃棄物の処理、保管状況及びマニフェスト(産業廃棄物管理票)等の書類の確認をとおして適正な処理が行われるよう指導しています。

また、本県では、法律の義務化に先立ち、平成2年(1990年)4月からマニフェストの制度を導入しています。

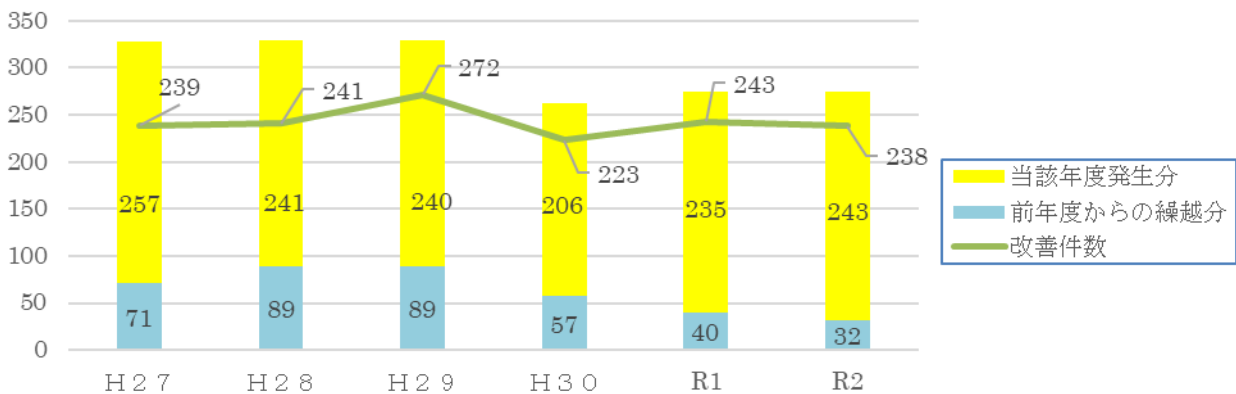
(3) 不法投棄防止対策

現況

近年、排出事業者の適正処理に対する意識の高まりが見られるものの、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合の委託基準違反や処理施設の維持管理基準違反が今なお見受けられます。また、産業廃棄物の不法投棄も後を絶たない状況にあります。

そのため、県では各地域振興局に廃棄物監視指導員を配置するとともに、廃棄物に関する通報・相談を受ける廃棄物110番を設置し、監視指導や早期発見・早期改善を行っています。

令和2年度(2020年度)の不法投棄等の発生件数は243件、前年度から継続して指導している件数は32件であり、主に排出事業者が不法投棄を行いました。原状回復については、238件(86.5%)が改善されており、残りの37件については継続して調査指導を行っています。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2
前年度からの繰越分	71	89	89	57	40	32
当該年度発生分	257	241	240	206	235	243
改善件数	239	241	272	223	243	238

図 3-1-4 産業廃棄物の種類別排出量の推移(熊本市を含む)

課題

これまで不法投棄などの一掃を目指して各種の施策を講じており、一部成果が見られるものの、今もなお不法投棄は後を絶たず、悪質化・巧妙化・広域化してきており、引き続き早期発見、早期改善のため、監視、指導を行っていく必要があります。

取 組

不法投棄の場所が県境・山間部で多く見られることから、これらの地域をパトロールの強化地域として監視するとともに、現在の不法投棄地点についての追跡調査の実施、不法投棄の発見に関して民間団体との連携による通報体制の強化、廃棄物 110 番による 24 時間体制への強化など、監視・通報体制の充実を図っています。



3 災害廃棄物の適正処理

現 況

災害により生じた廃棄物(災害廃棄物)は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

廃棄物処理法及び災害対策基本法では、都道府県廃棄物処理計画に定める事項として、災害廃棄物の処理に関する事項が規定されています。本県においては、令和 3 年(2021 年)3 月に策定した「第 5 期熊本県廃棄物処理計画」において、災害廃棄物の処理に関する事項を定め、「熊本県災害廃棄物処理計画」(以下「県処理計画」という。)として位置づけています。

平成 28 年(2016 年)熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨における災害廃棄物の処理を通じて、大規模災害発生時において、円滑かつ迅速に処理できる体制を平時から築いておくことの重要性を改めて認識しました。

課 題

災害廃棄物の処理については、初動対応がその後の処理に大きく影響することから、今後起こり得る大規模災害に備え、災害廃棄物処理の主体となる各市町村において、初動対応体制の更なる充実を図っていく必要があります。

令和 2 年 7 月豪雨では、県内の全市町村が災害廃棄物処理計画を策定済みであったため、被災市町村においても迅速な対応ができましたが、一部の市町村では、仮置場候補地の被災など計画で想定していなかった課題も明らかになりました。

熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨の経験をはじめ、全国各地で頻発する大規模災害における対応や課題等の情報収集に努め、必要に応じて計画の見直しを行う必要があります。

取 組

令和 2 年 7 月豪雨では、約 47 万トンの災害廃棄物の発生が見込まれています。本県では「令和 2 年 7 月豪雨災害に係る熊本県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、発災後 1 年半以内の処理完了に向けて、市町村における災害廃棄物の処理を支援しています。

なお、災害廃棄物の処理にあたっては、環境負荷の軽減と資源の有効活用

の観点から、可能な限り分別して再生利用（リサイクル）と減量化を図り、埋立て処分量を低減することとしており、リサイクル率の目標を70%以上としています。

4 バイオマスの活用の推進

現 況

国においては、平成21年度(2009年度)にバイオマス活用推進基本法が制定され、平成22年(2010年)12月にはバイオマス活用推進基本計画が策定(平成28年(2016年)9月改正)されるなど、バイオマスの活用を積極的に推進することとされています。

県では、バイオマス資源の更なる活用を通して、持続可能な社会の実現を図るため、今後のバイオマス活用の推進の方向性を示した「熊本県バイオマス活用推進計画」を平成24年(2012年)3月に策定しました。さらに、令和3年(2021年)3月には廃棄物処理計画と一体的に新たな計画を策定しており、今後は本計画により関係部局と連携してバイオマスの更なる活用を推進します。

課 題

バイオマスのうち、食品廃棄物は利用率が低く、特に家庭や小売業、飲食業等から出される生ごみについては多くが焼却されているため、堆肥化等の活用を進める必要があります。

バイオマスの利活用を進めるため、広域連携やリサイクル認証による利用推進を図る必要があります。

取 組

バイオマスの活用を効果的に推進するため、大学等の研究機関・NPO・事業者・市町村・県から構成する「くまもとEco燃料・バイオマス研究会」を組織し、各種バイオマスの活用に関する情報交換や研修会を開催しています。



くまもと Eco 燃料・バイオマス研究会